

次世代法・女性活躍推進法 一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 13年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1: 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率50%以上

女性職員・・・取得率90%以上

<対策>

令和 8年 4月 ~ 育児休業の対象となる職員への個別周知と休業意向の確認

育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施、相談窓口の設置

令和 9年 4月 ~ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討

業務体制の見直し、複数担当者制など

目標2 全職員の月間平均残業時間を20時間未満にする。

特定の部署での残業時間の上限を設定する。

<対策>

令和 8年 4月 ~ 特定の職員に業務が集中しないよう、業務を平準化する。
業務手順を標準化し、誰でも同じ品質で業務を遂行可能にする。

令和 9年 4月 ~ 医師、看護師、医療事務などの専門性を活かし、連携を密にする。

レセプト作成や窓口業務を担当する医療事務スタッフのスキルアップ支援。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】（令和8年3月27日現在）

管理職に占める女性労働者の割合75%（女性6名÷管理職数8名）